名古屋大学医学部医学科における進級条件に関する申合せ

〔昭和62年3月26日 教授会決定〕 〔平成29年2月1日 教授会最終改正〕

名古屋大学医学部規程(平成16年度規程第131号)第8条第1項及び第3項で別に定める進級の要件は、この申合せによるものとする。

1. 第3年次への進級条件については、次のとおりとする。

第2年次秋学期終了時までに、名古屋大学医学部規程第7条第1項により本学科の全学教育科目の 所定の単位を修得し、医学入門、人体器官の構造並びに生体の機能及び生物の化学の2年次開講分 について履修認定を受けた者は、第3年次への進級を認める。

- 2. 第4年次への進級条件については、次のとおりとする。
 - 1) 第3年次編入学者以外の者

第3年次秋学期終了時までに、医学入門、人体器官の構造、生体の機能、生物の化学、生体と薬物、 病因と病態、生体と微生物、免疫と生体防御及び基礎医学セミナーの履修認定を受けて、試験等に 合格し、単位を修得した者は、第4年次への進級を認める。

ただし、上記科目のうち1科目の不足者に限っては、進級を認めるものとするが、この場合、全ての科目において履修認定を受けていることを必要とする。

なお、第3年次秋学期終了時までに、上記の授業科目に合格していない者(1科目の不足者を除く。2) において同じ。)については、教育指導上の扱いを教授会において審議する。

2) 第3年次編入学者

第3年次秋学期終了時までに、医学入門、人体器官の構造、生体の機能、生物の化学、生体と薬物、病因と病態、生体と微生物及び免疫と生体防御の履修認定を受けて、試験等に合格し、単位を修得した者は、第4年次への進級を認める。

ただし、上記科目のうち1科目の不足者に限っては、進級を認めるものとするが、この場合、全て の科目において履修認定を受けていることを必要とする。

なお、第3年次秋学期終了時までに、上記の授業科目に合格していない者については、教育指導上 の扱いを教授会において審議する。

3. 第5年次への進級条件については、以下のとおりとする。

第4年次秋学期終了時までに、第4年次に開講されている全科目について履修の認定を受けて、さらにその科目のうち、PBL チュートリアル及び臨床医学総論の単位を修得した者は、第5年次への進級を認める。

ただし、前項1)及び2)ただし書により第4年次へ進級した者は、上記条件に加え、第4年次秋学期

終了時までに、不足していた1科目の単位を修得していることを必要とする。

なお、上記の授業科目に合格していない者については、教育指導上の扱いを教授会において審議する。

4. 在学年限について

- 1) 第3年次へ進級できない者は、第2年次に留年するものとし、第2年次までの在学年限は、通算8年までとする。(在学年限(12年)-第3~6年次の年数(4年))
- 2) 第4年次へ進級できない者は、第3年次に留年するものとし、第3年次までの在学年限は、通算9年までとする。(在学年限(12年) 第4~6年次の年数(3年))

ただし、第3年次編入学者については、第3年次での在学年限を5年までとする。(在学年限(8年) - 第4~6年次の年数(3年))

3) 第5年次へ進級できない者は、第4年次に留年するものとし、第4年次までの在学年限は、通算10年までとする。(在学年限(12年) - 第5~6年次の年数(2年))

ただし、第3年次編入学者については、第4年次での在学年限を6年までとする。(在学年限(8年) -第5~6年次の年数(2年))

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年3月4日から実施する。

R付 目II

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、 なお従前の例による。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、 学期名称の変更に係る規定を除き、なお従前の例による。